

市有地一般競争入札のお知らせ

(令和7年10月)



【館林市への移住をご検討されている方へ】

群馬県外にお住まいの方が市有地を購入して移住される場合、各種支援金の対象になることがあります。

支援金の詳細は12ページをご覧ください。

お問い合わせ

館林市 区画整理課 区画整理係
群馬県館林市富士原町1057-129
TEL：0276-72-4981

目 次

市有地売払い（一般競争入札）の流れ	P 1
1. 市有地の売却について	P 3
2. 入札対象物件一覧	P 4
3. 入札参加申込み	P 4
4. 入札保証金	P 6
5. 入札及び開札	P 7
6. 契約の締結	P 9
7. 売買代金の支払	P 9
8. 所有権移転登記及び土地の引渡し	P 10
9. その他注意事項等	P 10

【様式ほか】

入札参加申込書	P 12
誓約書	P 13
入札保証金提出書	P 15
入札書	P 16
委任状	P 17
入札保証金還付請求書	P 18
市有財産売買契約書	P 19

市有地売払い（一般競争入札）の流れ

（１）入札参加申込み

令和７年１０月１日（水）から令和７年１１月１９日（水）までに、市区画整理課へ申込書を提出してください。

（２）入札保証金の納付

入札前までに入札をしようとする金額の５％（１万円未満切上げ）の金額を納めていただきます。落札者の入札保証金は契約保証金へ充当します。落札者以外の方へは入札終了後返還いたします。

（３）入札及び開札

令和７年１２月４日（木）に行います。入札書は当日持参してください。

（４）契約保証金の納付

落札金額の１０％以上（１万円未満切上げ）の金額を契約締結前までに納めていただきます。

（５）売買契約の締結

落札者決定から５日以内に売買契約の締結を行っていただきます。（土、日、祝日は除く）

（６）売買代金の納付

契約締結日から５０日以内に売買代金を納めていただきます。

契約保証金については、売買代金に充当します。

（７）所有権移転登記

売買代金の完納確認後、市が所有権移転登記を行います。

登記に必要な「登録免許税等」は落札者の負担となります。

(8) 土地の引渡し

登記完了後、関係書類及び土地を現状有姿で引渡します。

1. 市有地の売却について

【はじめに】

館林市では一般競争入札により市有地を売却します。

入札参加を希望されるかたは、本お知らせ及び各物件調書をご覧ください。
き、現地及び内容等をよくご確認のうえ、申込手続きをしてください。

ご不明な点は、区画整理課区画整理係 0276（72）4981 までお問い合わせください。

【入札参加申込にあたって】

①売却物件の概要等を、物件調書に掲載してありますのでご覧ください。

なお、土地は現状有姿のまま引渡します。

②市による現地説明は行いませんので、ご自身にて現地のご確認をお願いします。

③入札参加申込にあたっては、本書記載事項、物件調書、現地の状況及び利用制限等について十分にご確認・ご了承のうえでご提出ください。

2. 入札対象物件一覧

○ 物件番号 3 - 3

(館林都市計画事業西部第一中土地区画整理事業施行地区内)

従前の土地				仮換地		
所在	地番	地目	登記地積(m ²)	街区番号	符号	地積(m ²)
栄町	2042-6	雑種地	109.00	37	10	208
	1974-3	雑種地	313.20			

最低売却価格(円)
6,825,000

※入札保証金は、入札をしようとする金額の5%(1万円未満切上げ)となります。

※「市有地活用移住定住支援金」の対象外です。

3. 入札参加申込み

(1) 申込期間

令和7年10月1日(水)から令和7年11月19日(水)まで

(2) 受付時間

午前9時00分から正午、午後1時00分～午後5時00分まで

(ただし、土、日、祝日は除く)

(3) 受付場所

駅西区画整理事務所1階 区画整理課(富士原町1057-129)

(4) 入札参加者の資格

①入札に参加できる方は、個人及び法人とします。

②入札には、事前に申込を行った方のみが参加できます。(代理人可)

③地方自治法第238条の3第1項に規定される公有財産に関する事務に従事する職員は入札に参加できません。

④次のいずれかの規定に該当する方は参加できません。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）抜粋

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

（5）申込方法

必要書類を直接持参（代理人可）してください。（郵送不可）

(6) 必要書類

- ①入札参加申込書（１３ページ）
 - ②誓約書（１４ページ）
 - ③入札保証金提出書（１６ページ）
 - ④印鑑登録証明書（原本）（法人の場合は代表者の印鑑登録証明書）
 - ⑤住民票（原本）（外国人の場合は外国人としての住民登録を証明する書面、法人の場合は法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書）
- ※④・⑤は、申込時点で２週間以内発行のものに限ります。

(7) その他（注意事項等）

- ①提出された書類は、返却いたしません。
- ②１物件に対して２者以上の連名（共有）による申込も可能です。
- ③１者（共有を含む）が２物件以上を申し込む場合、（６）に記載する申込に必要な書類①及び②については、それぞれ必要ですが、④及び⑤については、２物件目以降の申し込みの場合はコピーでの提出が可能です。
- ④共有者がいる場合は、住民票及び証明書がそれぞれに必要です。
- ⑤売買契約及び所有権移転登記は、入札参加申込書に記載の名義となります。

4. 入札保証金

(1) 入札保証金の納付

- ①入札保証金は、入札をしようとする金額の５％で１万円未満切上げた額となります。
- ②入札保証金は、市が発行する納入通知書により入札前までに館林市指定金融機関等に納付していただきます。
(指定金融機関等一覧)
 - ・館林信用金庫 本、支店 ・(株)群馬銀行 本、支店
 - ・(株)足利銀行 本、支店 ・(株)東和銀行 本、支店
 - ・ぐんまみらい信用組合 本、支店 ・中央労働金庫 本、支店
 - ・邑楽館林農業協同組合 本、支店
- ③入札保証金を納付書により納付していただく場合は、入札前までに納付が確認されている必要があります。確認できない場合は入札に参加できません。

(2) 入札保証金の還付及び充当

- ①落札者以外の方については、入札終了後に返還いたします。納付書により納付していただいた方には口座振り込みにより返還いたします。
- ②落札者が納付した入札保証金については、契約保証金の一部に充当します。

(3) 入札保証金の帰属

入札後、落札者が売買契約を締結しないときは、入札保証金は館林市へ帰属することとなり、返還はいたしません。

5. 入札及び開札

(1) 入札・開札日

令和7年12月4日(木)

(2) 時 間

物件番号3-3 10:40

※時間は前の入札により前後する可能性があります。

(3) 会 場

館林市役所4階401会議室

(4) 受 付

入札開始時間の15分前より受付を行います。

(5) 持参書類等

- ①入札参加申込書受理書(入札参加申込時にお渡しします)
- ②入札書(16ページ)
- ③委任状(代理人が入札する場合や共有名義で代表者が入札する場合)
(17ページ)
- ④印鑑(認印)
- ⑤領収書(事前に納付書にて入札保証金を納付済のもの)
- ⑥入札保証金還付請求書(18ページ)

(6) 入札方法等

- ①入札書は直接持参によるものとし、郵送等による入札は認めません。
- ②入札参加者は所定の入札書に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、提出してください。
- ③提出した入札書は書換え、引換え又は撤回することはできません。

(7) 開 札

開札は、入札会場において入札終了後直ちに、入札者又はその代理人の立ち会いのうえ行います。

(8) 無効な入札

- ①入札参加申込書（代理人である場合は委任状添付）及び誓約書を提出していないもの
- ②入札保証金を納付していないもの
- ③入札者又はその代理人が、同一の物件について2通以上の入札書を提出したもの
- ④入札書の記名押印がないもの
- ⑤入札書の金額を訂正した場合において、訂正印のないもの
- ⑥所定の用紙以外の入札書を提出したもの、又は用紙に不必要な加除訂正をしたもの
- ⑦代理人の場合、入札書に記載される代理人及び代理人の印が委任状と同一でないもの
- ⑧入札金額が最低売却価格に達していないもの

(9) 落札者の決定

- ①入札物件に記載された最低売却価格以上であり、かつ、最も高い入札金額をもって入札された方を落札者として決定します。
- ②落札者となるべき者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

6. 契約の締結

(1) 契約保証金の納付

- ①落札者は、売買契約の締結前までに、落札金額の10%以上（1万円未満切上げ）の金額を契約保証金として納付していただきます。ただし、契約締結時に売買代金の全額を支払う場合は、契約保証金を納入したものとみなします。
- ②落札者が入札時に収めた入札保証金は、契約保証金に充当します。

(2) 売買契約の締結

- ①落札者決定から5日以内に「市有財産売買契約書」（21ページ）に記名押印のうえ、区画整理課へ2部持参し契約締結してください。
- ②契約書1部に収入印紙の貼付をお願いします。収入印紙代は落札者の負担となります。
- ③落札者が期限までに契約を締結しない場合、当該落札は無効となり、入札保証金は館林市へ帰属されることとなりますのでご注意ください。

7. 売買代金の支払

(1) 売買代金の支払

- ①売買契約締結の日から、50日以内に売買代金から契約保証金を差し引いた代金を納付していただきます。
- ②売買代金は、市が発行する納入通知書により、納付期限までに館林市指定金融機関等に納付していただきます。
- ③納付期限までに売買代金が納められない場合は、当該契約は無効となり、納付した契約保証金は違約金として館林市へ帰属することとなりますので、十分ご注意ください。

8. 所有権移転登記及び土地の引渡し

（１）所有権移転の時期

所有権については、売買代金の全額を納付したときに移転します。

（２）所有権移転の登記

- ①所有権移転登記の手続きは売買代金納付の確認後に行います。
- ②登記手続は館林市が行いますが、諸費用（登録免許税、必要書類準備に係る費用等）は落札者の負担となります。

（３）土地の引渡し

物件は所有権移転登記完了後、関係書類とともに現状有姿で引渡します。

9. その他注意事項等

- ①入札参加申込書に事実と相違する記載があった場合は、入札参加申込又は落札者の決定が無効となる場合があります。
- ②物件調書の内容や担当課の説明に異なる事項があった場合は、現状有姿を優先とします。
- ③現状有姿での引渡しのため、売買時に新たな境界明示、境界立会い、測量は実施いたしません。ただし、土地区画整理事業の完了時には「出来形確認測量」を実施し、購入いただいた市有地の地積に増減が生じた場合、契約時の単価により売買代金を清算させていただきます。
- ④土壌調査、地盤調査、地中埋設物調査等は行っておりません。必要な場合は、落札者が行ってください。
- ⑤上記の結果、地盤改良等の必要性が認められた場合であっても、市は責任を負いません。
- ⑥電柱等の構造物については、現状有姿のまま引渡しますので、移設等については落札者が関係者と協議してください。
- ⑦落札物件は現状有姿での引渡しとなりますので、土地利用に関する法令等諸手続きについては、落札者の責任において関係各所と調整を行ってください。
- ⑧館林市では、下記の移住支援を行っています。

- ・ 館林市わくわく地方生活実現支援金

東京圏（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県）から館林への移住にかかる一時的な経済負担を軽減するため、支援金を支給するもの。

- ・ 市有地活用移住定住支援金

県外から移住し、市有地を購入して住宅を建築した方に支援金を支給するもの。

※支援金の支給には各種要件があります。

各種支援金の対象となる場合がございますので、移住支援に関するご質問、ご相談は企画課政策推進係にお問い合わせください。

企画課政策推進係 電話番号：０２７６（４７）５１０２

令和 年 月 日

入札参加申込書

館林市長 多田 善宏 様

住 所

氏名又は名称

及び代表者名

実印

連 絡 先

令和7年12月4日に行う市有地売払い一般競争入札に参加したいので入札参加申込書を提出します。

物件番号	土地（物件）の所在地	地積（㎡）
	館林都市計画事業西部第一中土地区画整理事業施行地区内 ____街区 符号____	

（添付書類）

- 1 申込者が個人の場合は、住民票（外国人の場合は外国人登録済証明書）及び印鑑登録証明書（いずれも発行後2週間以内のもの）
- 2 申込者が法人の場合は、法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書及び代表者の印鑑登録証明書（いずれも発行後2週間以内のもの）
- 3 共有名義で申し込む場合は、全員が記名押印し、名前の横に持分割合を明記してください。また共有者全員の住民票及び印鑑登録証明書も添付してください。

物件番号

入札参加申込書受理書

令和 年 月 日

住 所

氏名又は名称

及び代表者名

令和7年12月4日に行う市有地売払い一般競争入札の入札参加申込を受け付けました。なお、この受理書が入場券となりますので、当日忘れずにお持ちください。

受付印

物件番号

令和 年 月 日

誓 約 書

館林市長 多田 善宏 様

住 所

氏名又は名称

及び代表者名

実印

※共有名義の場合

(共有者) 住 所

氏名又は名称

及び代表者名

実印

私は、館林市が行う市有地売払い一般競争入札への参加申込にあたり、下記の事項について承諾し、誓約します。

記

- 1 私は、以下の各号に定める者ではありません。
 - ・当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- 2 私は、以下の各号に定める場合であっても、損害賠償その他名目のいかなを問わず、何ら請求、異議、苦情等を申し立てません。
 - ・前項に該当すると認められ、入札参加申込を取り消された場合
 - ・入札参加申込書に事実と相違する記載があり、入札参加申込が無効とされた場合

3 私は、市有地の入札に当たり、以下の各号に定める内容をすべて承諾いたします。

- (1) 本件土地は、現状有姿での引渡しのため、売買時に新たな境界明示、境界立会い、測量を実施いたしません。ただし、売買した市有地については、土地区画整理事業の完了時に「出来形確認測量」を行い、その結果、購入いただいた市有地の地積に増減が生じた場合、契約時の単価により売買代金を清算させていただきます。
- (2) 本件土地は、現状有姿での引渡しのため、土壌調査、地盤調査、地質調査等を行っておりません。必要な場合は、落札者が行ってください。なお、地盤改良等の必要性が認められた場合であっても、市は責任を負いません。
- (3) 電柱等の構造物については、現状有姿のまま引渡します。移設等については関係者と落札者が協議してください。
- (4) 本件土地の利活用に当たっては、土地利用に関する法令等諸手続きが必要となる場合があります。落札者の責任において関係各所と調整を行ってください。
- (5) 土地の引渡し後において、本件土地の使用方法等が起因となって発生したトラブル、紛争等、いかなる諸問題が生じた場合においても、館林市は一切その責任を負いません。必ず落札者において問題を解決してください。
- (6) 物件調書の内容や担当課の説明に異なる事項があった場合は、現状有姿を優先とします。
- (7) その他「市有地一般競争入札のお知らせ」及び「物件調書」に記載された内容等をすべて確認し、理解したうえで、入札参加申込を行います。

入札保証金提出書

令和 年 月 日

館林市長 多田 善宏 様

住 所
氏名又は名称
及び代表者名

実 印

令和7年12月4日に行う市有地売払い一般競争入札に参加したいので、以下の
とおり入札保証金を支払います。

記

1 入札物件 _____

2 最低売却価格 金 _____ 円

3 入札保証金額 金 _____ 円

（注）入札保証金を還付する時に印鑑照合を行いますので、鮮明に押印してください。

担当部課名 _____

担当者確認印

入 札 書

令和 年 月 日

館林市長 多田 善宏 様

住 所

氏名又は名称

及び代表者名

実印

※代理人がある場合

住 所

氏名又は名称

及び代表者名

実印

市有地一般競争入札のお知らせを了承のうえ、次のとおり入札します。

1 入札金額

億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

2 入札する物件の
所在地

館林都市計画事業西部第 土地区画整理事業
施行地区内____街区 符号____

3 物件番号

--

(注意事項) 次のいずれかに該当する場合は、入札が無効になります。

ア 本用紙以外の入札書を提出したもの又は本用紙に不必要な加除訂正をしたもの

イ 入札書に記名押印がないもの

ウ 入札書に記載した金額が算用数字を使用していないもの、最初の数字の前に「¥」又は「金」
を記載していないもの

エ 入札書の金額を訂正した場合において、訂正印のないもの

オ 代理人の場合、入札書に記載される代理人及び代理人の印が委任状と同一でないもの

カ 入札金額が最低売却価格に達していないもの

委 任 状

令和 年 月 日

館林市長 多田 善宏 様

(委任者) 住 所
氏名又は名称
及び代表者名 実印

※共有名義の場合

(共有者) 住 所
氏名又は名称
及び代表者名 実印

私は、下記の者を代理人と定め、市有地一般競争入札に係る一切の権限を委任します。

記

代理人 住 所
氏名又は名称
及び代表者名 ⑩

(注意事項)

委任者は、実印を押印し、印鑑登録証明書を添付してください。

法人の場合は、名称及び代表者氏名を記入してください。

入 札 保 証 金 還 付 請 求 書

令和 年 月 日

館林市長 多田 善宏 様

住 所
氏名又は名称
及び代表者名

実 印

下記に係る入札保証金の還付を請求します。

記

1 入札物件 _____

2 請求金額 金 _____ 円

3 振込先

金融機関名 _____

口座名義 _____

口座種類 普通 当座 その他 () _____

口座番号 _____

担当部課名 _____

担当者確認印

市有財産売買契約書

売出人 館林市（以下「甲」という。）と買受人【買受人氏名】（以下「乙」という。）
とは、次の条項により市有財産の売買契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買）

第2条 甲はその所有する次に掲げる土地（以下「売買物件」という。）を乙に売り渡し、
乙はこれを買受ける。

（西部第一中土地区画整理事業施行地区内）

従前の土地				仮換地		
所在	地番	地目	登記地積(㎡)	街区番号	符号	地積(㎡)

2 売買物件は、現状有姿での引渡しとする。

（売買代金）

第3条 売買物件の代金は、金【売買代金】円とする。

2 土地区画整理完了時に行う出来形確認測量において、売買物件の地積に増減が生じた場合は、契約時の単価により売買代金を清算する。

（境界）

第4条 甲は、本契約に当たり、売買物件の新たな境界明示、境界立会い及び測量を実施しない。

（調査）

第5条 甲及び乙は、売買物件に係る土壌調査、地盤調査、地中埋設物調査その他本件土地に係る一切の調査をしていない状態での売り渡しになること、調査が必要となった場合においても、乙が自己の責任と負担において実施し、甲は調査費用を負担しないことを相互に確認する。

2 売買物件の土壌改良、地盤改良等の対策が必要となった場合、その一切の費用は乙が負担するものとし、乙は甲に対して損害賠償その他名目いかんを問わず、何らの請求、異議、苦情等を申し立てないものとする。

(契約保証金)

第6条 乙は、本契約の締結前に、契約保証金として売買代金の10分の1以上（1万円未満切上げ）を甲の指定する金融機関に納入しなければならない。

2 納入済の入札保証金は、前項の契約保証金の一部として充当する。

3 契約保証金には、利子を付さないものとする。

4 契約保証金は、第20条に規定する損害賠償額の一部とは解さないものとする。

5 契約締結時に売買代金の全額を支払う場合は、これを納入したものみなす。

(契約の費用)

第7条 本契約に要する費用は、全て乙の負担とする。

(売買代金の支払)

第8条 乙は、売買代金から契約保証金を控除した金額を、甲が発行する納入通知書により指定期日までに甲に支払わなければならない。この場合において、第6条に規定する契約保証金は、売買代金に充当する。

(所有権の移転)

第9条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したときに、甲から乙に移転する。

(所有権移転登記)

第10条 甲は、前条の規定による売買代金の完納後、速やかに、所有権移転登記を行うものとし、乙はこれに対応した責を果たすものとする。

2 前項の登記費用（登録免許税）は、乙の負担とする。

(売買物件の引渡し)

第11条 前条の所有権移転登記が完了したときは、甲は遅滞なく登記関係書類及び売買物件を乙に引き渡すものとする。

(売買物件の使用・収益)

第12条 乙は、前条により売買物件の引渡しを受けたときは、当該売買物件を使用し、又は収益することができる。

(契約不適合責任)

第13条 乙は、本契約締結後、売買物件に種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適

合しない状態があることを発見しても、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求、契約の解除又は追完請求をすることはできない。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者に該当する場合、乙が引渡しの日から2年を経過する前に、甲に対し不適合の事実を通知した場合は、当該不適合の程度に応じた売買代金の減額請求又は追完請求をすることができるものとする。ただし、請求に当たっては、乙は甲と協議するものとする。

（行為の制限）

第14条 乙は、売買物件に関して、本契約の締結日から次に該当する行為をしてはならない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業のために使用すること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する使用をすること。
- (3) 前2号のいずれかに該当することを知りながら、所有権を第三者に移転し、又は貸し付けること。

（契約の解除）

第15条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、自らの責めに帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、乙はこれにより損害が生じて甲にその損害を請求することはできない。

（原状回復の義務）

第16条 乙は、甲が前条の規定により本契約を解除したときは、甲の指定する期日までに、売買物件を原状に回復し返還しなければならない。ただし、甲が承認したときは、現状のまま返還することができる。

（違約金）

第17条 乙は、甲が第15条に基づき解除権を行使したときは、違約金として売買代金の10分の1を、甲に支払わなければならない。

2 前項の場合において、第6条の規定により契約保証金の納入が行われているときは、甲は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができるものとする。

3 違約金は、第20条に規定する損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(返還金)

第18条 甲は、第15条に基づき解除権を行使したときは、支払済みの売買代金を乙に返還するものとする。ただし、当該返還金に利息を付さない。

(公租公課の負担)

第19条 売買物件に係る公租公課その他の費用は、売買物件の引渡し完了の日までは甲の負担とし、以降については乙の負担とする。

(損害賠償)

第20条 乙は、本契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として、甲に支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第21条 乙は、第15条の規定により本契約が解除された場合において、売買物件に投じた必要費、有益費その他の費用があってもこれを甲に請求することができない。

(返還金の相殺)

第22条 甲は、第18条の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第17条に定める違約金又は第20条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺することができる。

(管轄裁判所)

第23条 本契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の所在地を管轄する地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第24条 本契約に定めていない事項又は本契約の条項に疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

